イ）甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額が最も低い額となる場合
　首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額を東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。
ロ）甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち東京外環自動車道経路が最も低い額となる場合
　東京外環自動車道経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額に適用するものとする。
ハ）甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都高速道路経路が最も低い額となる場合
　首都高速道路経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額及び東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ　周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

（Ａ＋Ｐ）×Ｃ

㈱　この式において、Ａ、Ｐ、Ｃは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ａ：①イ㈠㈱イ）Ｃのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出された額（単位：円）

Ｐ：仙台東部道路、仙台南部道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路又は首都圏中央連絡自動車道の料金の額（単位：円）

Ｃ：周回走行回数

１．⑵⑤イのうち、

「東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間」を「東京湾アクアライン」に改める。

１．⑵⑤イ㈠のうち、

「最終流出インターチェンジ（以下「Ｄ’インターチェンジ」という。）にて流出」を「最終流出インターチェンジ（以下「Ｄ’インターチェンジ」という。）において流出」に改める。

１．⑵⑤イ㈡のうち、

「一律150円（⑶④、⑦又は⑪で定める割引が適用される場合は、150円に当該割引率を乗じた額とする。）」を「一律150円（⑶③、⑥又は⑫で定める割引が適用される場合は、150円に当該割引率を乗じた額とする。）」に改める。

１．⑶①ロ㈠ロ）Ａのうち、「首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）」を「首都圏中央連絡自動車道」に改める。

１．⑶②を次のとおり改める。

②　大口・多頻度割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（首都圏中央連絡自動車道はＥＴＣ2.0車）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

上記にいう「ＥＴＣ2.0車」は、ＥＴＣ車のうち、一般財団法人ＩＴＳサービス高度化機構が定めるＥＴＣ2.0車載器ＤＳＲＣ部使用規程第１条に規定する車載器ＤＳＲＣ部を使用し、国土交通省、６会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のＩＤ付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針１．⑴に規定する車載器のＩＤ付きプローブ情報の提供を行う自動車をいう（以下同じ。）。

ロ　割引率

㈠　車両単位割引

イ）高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　　引　　率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	20パーセント
３万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年４月１日から平成29年３月31日までの間（東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成29年３月31日までの間は、ＥＴＣ2.0車に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　　引　　率
５千円を超え、１万円までの部分	20パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	30パーセント
３万円を超える部分	40パーセント

ロ）京葉道路、東京湾アクアライン及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号（新湘南バイパス）及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「新湘南バイパス等」という。）における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　　引　　率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	20パーセント
３万円を超える部分	30パーセント

ただし、京葉道路及び東京湾アクアラインは、平成26年４月１日から平成29年３月31日までの間（東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成29年３月31日までの間は、ＥＴＣ2.0車に限る。）、首都圏中央連絡自動車道は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間について、次表の割引率を適用する。